

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第17号

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第145号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（還付加算金の額等） 第12条 略 2 当分の間、各年の<u>還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「7.25パーセントの割合」とあるのは「<u>次項に規定する還付加算金特例基準割合</u>」とする。 3及び4 略</p>	<p>（還付加算金の額等） 第12条 略 2 当分の間、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「7.25パーセントの割合」とあるのは、「<u>条例第14条第2項に規定する特例基準割合</u>」とする。 3及び4 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第2項の規定は、還付加算金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。